

公益財団法人 雨宮児童福祉財団

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本財団は、公益財団法人雨宮児童福祉財団と称する。

(英文名 The AMEMIYA Child Welfare Foundation)

(事務所)

第 2 条 本財団は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本財団は、児童福祉に関する事業を行い、児童又は青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本財団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 児童福祉施設に入所している児童及び里親に委託されている児童の修学を援助する事業
 - (2) その他本財団の目的を達成するに必要な事業
- 2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 本財団の資産は、次のとおりとする。

- (1) 本財団の目的を達成するため、設立発起人の雨宮育子が出捐した寄附金
- (2) 前号の財産から生じる収入

(財産の種別)

第 6 条 本財団の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものを持って構成する。

(1) 本財団の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めた財産

(2) 公益法人への移行日以後に基本財産として寄附された財産

(3) 理事会において、その他の財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 基本財産以外の財産は、その他の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、適正な維持及び管理に努めなければならない。

2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由によりその全部若しくは一部を処分又は担保に供する場合及び基本財産から除外する場合には、理事会において議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を経て評議員会の承認を受けなければならない。

(財産の管理・運用)

第8条 本財団の財産の管理・運用は、第24条第2項により規定する理事長（以下「理事長」という。）が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第9条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 本財団の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するとともに、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 11 条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第 1 項の書類については、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 5 本財団は第 1 項の定時評議員会の終結後直ちに、法令に定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 12 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員 (設置及び定数)

第13条 本財団に評議員3名以上10名以内を置く。

(選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国會議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関

- ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員は、本財団の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に移動があったときは、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（任 期）

- 第 15 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 13 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

- 第 16 条 評議員に対して、各年度の総額が 100 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程に基づき支給することができる。

第 5 章 評議員会 (設置及び構成)

第 17 条 本財団に評議員会を設置する。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 18 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 評議員、理事、監事の報酬及び費用の額並びにその規程
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 19 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 20 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 21 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び署名人として選出された評議員2名は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会の運営規則)

第23条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則によるものとする。

第6章 役員等

(役員の設置及び定数)

第24条 本財団に理事及び監事（以下「役員」という。）を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

4 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができる。

5 前項の常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第 25 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 5 監事は、理事若しくは使用人を兼ねることができない。
 - 6 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、本財団の職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行する。
 - 3 常務理事の権限は、理事会において別に定める理事の職務権限規程によるものとする。
 - 4 理事長および常務理事は、毎事業年度ごとに 4 ヶ月を越える間隔で 2 回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項及びこのほかの監事の職務、権限等については、監事全員により別に定める監事の職務権限及び監査規程によるものとする。

(役員の任期)

- 第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 29 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員に対する報酬等)

- 第 30 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程に基づき支給することができる。

(会長)

- 第 31 条 本財団に会長を 1 名置くことができる。
- 2 会長は、次の職務を行うことができる。
- (1) 理事会及び評議員会に出席し、意見を述べる。
- (2) 理事長の諮問に答え、理事長に対し、意見を述べる。
- 3 会長の選任は、理事会において任期を定めたうえで、学識経験者のなかから選任する。
- 4 会長には、別に定める謝金規程により謝金を支払うことができる。

(顧問及び参与)

第 32 条 本財団に顧問及び参与を 2 名以内で置くことができる。

2 顧問及び参与は、次の職務を行う。

(1) 顧問は、理事長の諮問に応じる。

(2) 参与は、理事長が委嘱した特別の事項を処理する。

3 顧問及び参与の選任は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

4 顧問及び参与の任期は、委嘱した理事長の在任期間とする。

5 顧問及び参与の報酬は、評議員会の決議により別に定める評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程による非常勤役員に準ずる。

第 7 章 理事会

(設置及び構成)

第 33 条 本財団に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本財団の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長並びに常務理事の選定及び解職

(4) その他この定款で定められた事項

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たした時は、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事が前項の議事録に記名押印する。

(理事会の運営規則)

第 38 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第 8 章 委員会

(選考委員会)

第 39 条 本財団の事業の適切かつ円滑な運営を図るため、理事会の諮問機関として、選考委員会を置く。

2 選考委員会の委員は、本財団の事業に関し専門的知識を有する者の中から、理事長が理事会の同意を経て委嘱する。
3 選考委員会及び選考委員に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める選考委員会規程によるものとする。

(その他の委員会)

第 40 条 本財団の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事会が選任する。
3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により理事長が定める。

第9章 事務局 (設置等)

- 第41条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を受けて任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、理事長が定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第42条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定 款
 - (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 事業計画書及び収支予算書
 - (7) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
 - (8) 監査報告書
 - (9) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、理事会の決議により別に定める情報公開規程によるものとする。

第10章 定款の変更及び解散 (定款の変更)

- 第43条 この定款は、評議員会の議決によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条並びに第14条についても適用する。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係わる定款の変更

(軽微なものを除く) をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 44 条 本財団は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 の議決を経て、他の公益法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 45 条 本財団は、法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 46 条 本財団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1箇月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 47 条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 個人情報の保護及び公告

(個人情報の保護)

第 48 条 本財団は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するもの

とする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程によるものとする。

(公告の方法)

第 49 条 本財団の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 12 章 補 則

(委 任)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、本財団の運営に必要な事項は、理事会の決議により、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 9 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本財団の最初の代表理事は、雨宮育子とする。
- 4 本財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

大場 常夫、 柿山 青谷、 田邊 治邦、
豊田 正文、 安川 文江、 山崎 隆、
山下 信道、 若林 千鶴子、 分部 久八

附 則（令和 2 年 8 月 20 日）

- 1 定款第 24 条第 4 項、第 26 条第 3 項、第 4 項、第 31 条第 2 項、第 4

項及び第 34 条(3)の変更については、評議員会の決議があった日より施行する。